

愛知県障害者差別解消推進条例について

愛知県障害者差別解消推進条例の概要

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。
(平成 27 年 12 月 18 日制定、平成 28 年 4 月 1 日全面施行)

1 基本理念

- 全ての障害のある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 全ての障害のある方が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じていること及び誰もが心身の機能の障害により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

2 各主体の責務

- 県の責務 障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策の策定・実施。
市町村との連携、協力。
- 県民の責務 障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること。
県の施策に協力するよう努めること。
- 事業者の責務 障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めること。
県の施策に協力するよう努めること。
主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。

3 差別の禁止

不当な差別的取扱いの禁止	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることを禁止。 ⇒行政機関及び民間事業者において義務
合理的配慮の提供	障害のある方から配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、必要な配慮を行うことが求められる。 ⇒行政機関は義務、 民間事業者は努力義務（雇用の分野では障害者雇用促進法に基づき義務）

4 県の取組

- ① 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- ② 障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ③ 啓発活動
- ④ 助言、あっせん又は指導等
- ⑤ 職員対応要領の制定